

第 31 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 6 月 23 日（金）午後 3 時 00 分から午後 4 時 00 分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（5 人）

会長	1 番	内藤 仁
会長職務代理者	3 番	森山 一郎
委員	2 番	諸橋 清隆
	4 番	佐藤 一也
	5 番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員（5 人）

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男
山田 裕

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可の事業計画変更承認申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 和田 拓也

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 31 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席しておりますので、総会は成立しております。このまま総会

を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、2 番 諸橋委員、5 番 岡田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の和田主任を指名いたします。

議 長 3 番の諸般の報告をさせていただきます。

- ・全国農業委員会会長大会 ほか
- 期 日：令和 5 年 5 月 30 日（火）～31 日（水）
- 会 場：東京都 文京シビックホール
東京グリーンパレス
- 視 察：日刊スポーツ PRESS（株）工場
- 出席者：内藤会長

議 長 それでは議事に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 号について説明します。議案書の 1 ページをご覧ください。

事 務 局 【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 件の申請がありました。

申請地は譲受人により、耕作及び維持管理等がされてきた場所で、このたび双方で話し合いを行い、譲受人が取得する運びとなりました。譲受人は、地域の中心経営体として長年農業を営んでおります。申請書類及び聞取り等から農地法第 3 条の許可要件（判断基準）として、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について、満たしており、本案件は判断基準からみて許可相当と思われます。

説明は以上です。説明は以上です。

議 長 現地はどうなっていますか。

事 務 局 畑として、耕作されています。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可の事業計画変更承認申請ですが、次の議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請と関連していますので、事務局より続けて説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第2号及び第3号について説明します。議案書の2ページからご覧ください。

事 務 局 【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 本件は、平成6年に承認されました第5条転用許可の事業計画を変更するものとなります。第2号議案にて事業計画の変更承認、併せて第3号議案にて所有権移転のために農地法第5条許可をお諮りいたします。

当初計画者である株式会社〇〇が保養所を建築するとのことで、この申請地を個人の方から取得するため、平成6年に転用許可をとりました。

しかし、この保養所建築が完了しないまま当初計画者は事業継続が困難となったため、継承人が貸駐車場として事業継承するものです。

現地は休耕状態であり、判断基準から見た当該申請地は海岸地域の農用地区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。転用による隣接農地への影響も無いと考えられることから、許可相当に認められると思われま。

説明は以上です。

諸橋委員 資料によると、別荘の角地であり、写真の状況からも現地は田として利用はないで今後ないであろうが、利用者はいるのか。

事 務 局 利用者の見込みについては、申請者の検討によるところであると思いますが、砂利敷により区画線を引く計画となっています。

森山委員 始末書の提出や、地目変更の完遂など当初計画者の責任はないのか。

事務局 計画を完了させるべきところではありますが、当初計画者では経済的事由により困難となったため、継承者への事業継承に完了させたいとのことで今回の申請に至ったものです。

議長 条件付き承認という方法もあるとは思いますが、不明な状況も多いのもう一度内容を再整理し継続審議とするのは、いかがか。

(異議なし) の声

議長 それでは、議案第2号及び議案第3号は継続審議といたします。

議長 続きまして議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局 議案第4について説明します。それでは、議案書の4ページをご覧ください。

事務局 **【議案書に基づいて内容を説明】**

事務局 このたび、2件の申請がありました。いずれも、中間管理事業による設定となっております。なお、申出書の内容を確認した結果、受け手となる農業者につきましても、経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。説明は以上です。

諸橋委員 議案書に記載の耕作者の所有面積は、今回の申請面積は含まれていない面積か。

事務局 そのとおりです。

森山委員 これまでは、誰が耕作していたのか。

事務局 1件目は自作地、2件目は〇〇氏が借りて耕作していた場所です。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第4号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第31回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和5年6月23日

議 長 ⑩

議事録署名委員
2 番 ⑩

議事録署名委員
5 番 ⑩